

平成十四年一月二十九日受領
答 弁 第 五 三 号

内閣衆質一五三第五三号

平成十四年一月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員保坂展人君提出死刑と刑事施策、検察に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出死刑と刑事施策、 検察に関する質問に対する答弁書

一の(1)について

平成八年から平成十二年までの各年において、無罪の判決が確定した被告人の人数及び当該無罪の判決等をした裁判所は別表一のとおりである。

罪名別の人数については統計がなく、平成十三年の統計については現在集計中であるので、いずれも答弁することができない。

一の(2)について

無罪の判決が確定した事件について、お尋ねのような観点からの統計はないことから、答弁することができない。

一の(3)について

平成八年から平成十三年までの間に無罪の判決が確定した被告人が、刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償を請求し、決定がなされた事件数は、最高裁判所の資料によれば、百六十七件であると承知している。このうち補償の決定がなされたのは、百六十六件であり、補償の決定をした年次、裁判所

及び補償額並びに当該決定に係る事件の罪名は、別表二のとおりであると承知している。

一の（４）について

検察官が、無罪の判決が確定した事件の捜査又は公判に関与したとしても、適正な職務遂行がなされている限り、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）上の懲戒処分を含め、その職務遂行上の責任を問われることはない。

一の（５）及び（６）について

お尋ねの「えん罪事件」がどのような事件を指すのか必ずしも明らかではないが、検察当局においては、無罪の判決が確定した事件又は有罪の判決が確定した後、再審で無罪となった事件について、裁判書及び訴訟記録等を精査するなどして、捜査及び公判並びに再審の具体的経過に照らしながら、物証を発見収集した状況やその鑑定状況等の物証に係る捜査の問題点、供述の変遷や裏付証拠の有無等の供述の任意性・信用性に係る捜査の問題点、事件発覚の端緒から事件を検察官に送致するまでの司法警察員等による捜査の問題点、公判における立証に係る問題点、再審請求審及び再審公判における対応に係る問題点等を把握するよう努めており、このことは、死刑確定者が再審で無罪となった事件についても同様である。

一の(7)について

被疑者の供述を得ることは、真実の発見に寄与するとともに、当該被疑者が実際に罪を犯し、真に自己の犯行を悔いて自白する場合には、その改善更生にも役立つものと考ええる。もとより、検察当局においては、個々の事件の処理に当たり、被疑者の自白及び関係者の供述の任意性・信用性を慎重に吟味するとともに、供述等を裏付ける証拠の収集等にも万全を期するよう努め、これらの証拠に基づいて事実を的確に判断した上で適正に対処しているところである。

二の(1)について

社会一般は、犯罪を犯した者にはこれにふさわしい刑罰が科されるべきとの応報感情、報復感情を有するものであり、こうした社会一般の応報感情、報復感情が満たされることは、刑事司法が持つ重要な機能の一つであると考えている。なお、過去の裁判における被害者の証言等を例示して説明することについては、個別の具体的な事件にかかわる事柄でもあるので、これを差し控えたい。

二の(2)について

お尋ねの「犯罪被害者の報復感情、応報感情を国家が加害者に対して実現する刑事司法」がどのような

ものを指すのか必ずしも明らかではないので、お尋ねにつき確定的にお答えすることは、困難である。

なお、刑罰には、被害者又はその家族、更には社会一般の報復感情を和らげ、満足させる機能があると認識しており、我が国の学説について調査した範囲では、刑罰がこのような機能を有するべきではないと明言するものは、見当たらなかった。また、外国において、犯罪被害者の被害感情を犯人に対する刑事処分の決定過程に反映させることについての考え方には様々なものがあるが、その詳細については承知していない。

二の(3)について

お尋ねの「被害者の報復感情、応報感情を国が加害者に対して実現する刑事司法」がどのようなものを指すのか必ずしも明らかではないが、一般に、刑罰は、犯罪に対する抑止力を有するものと認識されている。

二の(4)について

犯罪被害者に対する保護及び配慮の在り方は多岐にわたるものであるので、今後とも検討を行い、議論が熟したことから適切に対応してまいりたいと考えている。

二の(5)について

犯罪を予防するためには、各般にわたる総合的な施策と国民全体の幅広い不断の努力が必要であると考えるが、犯罪を摘発し、事案の真相を明らかにした上、刑罰法令を適正かつ迅速に適用して適正な科刑を実現することは、最も基本的な施策と考えている。

二の(6)について

犯罪の増加については、経済事情や社会環境の変化、国際化の影響等の様々な事情が複雑に絡み合っていると考えられ、一概に述べることはできないと考えている。

二の(7)について

検挙率が低下している原因は、重要犯罪等の増加に伴い、新たに発生した事件の早期検挙に重点を置かざるを得ない結果、窃盗等により検挙した被疑者の余罪解明率が低下していること、不法滞在外国人等による組織的犯罪の増加等により捜査が困難化していること、捜査を取り巻く環境の変化により聞き込み等の手法を活用した捜査が困難化していること等の事情が複合しているところにあると考えられる。

二の(8)について

一般論として申し上げれば、捜査力が低下した場合、事件の検挙やその真相解明が困難になると考えられ、その結果、国民が安心して暮らせる安全な社会が確保できなくなるおそれがあると考ええる。

二の(9)について

犯罪の増加、検挙率の低下の現状に対しては、検察官及び警察官の増員等による体制の整備、各種法令の整備及びその適正かつ効果的な運用、科学的装備の導入等による科学捜査力の強化、国内関係機関における連携の強化、外国捜査機関等との情報交換の強化、地域住民、民間防犯組織、地方公共団体等と警察との連携による防犯活動の推進等の諸対策を講じてきたところであり、引き続きこれらの充実及び強化に努めてまいりたい。

二の(10)について

我が国の刑事政策においては、社会における正義を実現し、国民が安心して暮らせる安全な社会を確保することを基本的な目的としているところ、死刑は、罪責が著しく重大な凶悪犯罪に対し、この目的を達する上での最も厳格な刑罰と位置付けられていると考えている。

二の(11)について

お尋ねについて調査し、把握した範囲でお答えすると、欧州各国における刑事政策は、それぞれの国ごとに異なるものであり、また、死刑の廃止に至る背景にも様々なものがあると考えられるので、欧州の死刑を廃止した国の刑事政策と我が国のそれとを単純に比較してその異同を明らかにすることは困難であると考えている。

三の（１）について

御指摘の週刊誌の記事に記載されている前大阪地方検察庁検事正に対する告発事件については、兵庫県警察及び大阪高等検察庁並びに高知県警察及び高松高等検察庁において、関係者の取調べ及び証拠物の収集など所要の捜査を遂げた上、大阪高等検察庁において、平成十三年十一月七日、高松高等検察庁において、同月十三日、それぞれ、検察庁の調査活動費が不正流用されるなどしたとは認められないことから犯罪の嫌疑がないとして不起訴処分とした。

三の（２）について

検察庁の調査活動費は、昭和三十一年度から平成十三年度まで継続して認められている予算科目で、検察庁における事件の調査、情報の収集等の調査活動のための経費であり、例えば、情報提供者に対する謝

金として支出されている。支出計算書の保存期間は五年であるところ、その期間内の各検察庁における調査活動費の支出額は、別表三のとおりである。

三の(3)について

お尋ねのような事実はない。

三の(4)について

検事総長、次長検事、検事長及び検事正（以下「検事正等」という。）は、公務に付随する慶弔としての電報、供花及び香料の費用を公費から支出する場合は、その費用を庁費又は交際費の予算科目で支出しており、検事正等による慶弔としての電報、供花及び香料の費用であると推定される支出額は、確認できる範囲では、別表四のとおりである。

検事正等が出席する会議には、検察庁間の打合せや関係諸機関との情報交換など種々のものがあるが、検事正等は、これらの会議における茶菓弁当代等を、庁費、調査活動費等の予算科目で支出しており、検事正等が出席した会議における茶菓弁当代等の支出額は、確認できる範囲では、別表五のとおりである。

三の(5)について

お尋ねのような事実はない。

三の(6)について

お尋ねの元東京高等検察庁検事長が調査活動費を自己の遊興費に流用した事実はない。

その他のお尋ねについては、個人プライバシーにかかわる事項であるので、お答えする立場にない。

三の(7)について

お尋ねの地方検察庁が、お尋ねのような遊興を行った事実はない。

三の(8)について

各高等検察庁が、管内の検事正を集めて開いた会議の年度別、高等検察庁別の回数及び会議における茶

菓弁当代等の支出額の合計は、確認できる範囲では、別表六のとおりである。

三の(9)について

週刊誌等における御指摘の記事は、いずれも根拠に乏しいものと考ええる。

四の(1)及び(2)について

お尋ねについて調査し、把握した範囲でお答えすると、次のとおりである。

大韓民国においては、二十一年（平成十三年）十月、刑法等における死刑に関する規定を改正して死刑制度を廃止することを内容とする「死刑廃止に関する特別法案」が国会議員によって国会に提出されたことを承知している。

台湾の当局においては、二十一年（平成十三年）五月以降、死刑の存廃について検討していることを承知している。

四の（3）について

死刑の存廃の問題は国際社会で関心を集めている事項の一つであると考え、国際連合における死刑廃止を求める決議での各国の投票態度等から判断して、死刑に関する各国の考え方はいまだに様々に分かれており、その存廃について国際的に一致した意見はないと考えている。

この問題については、諸外国における動向等も参考にする必要があるので、基本的には、各国において、当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討し、独自に決定すべきものと考えている。

政府としては、死刑の存廃は、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から

慎重に検討すべき問題であるところ、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ず、死刑を廃止することは適当でないと考えている。

五の（１）について

確定した裁判の執行が厳正に行われなければならないことは改めて言うまでもないところである。死刑は、人の生命を絶つ極めて重大な刑罰であるが、死刑の判決は、極めて凶悪かつ重大な罪を犯した者に対し、裁判所が慎重な審理を尽くした上で言い渡すものであり、法務大臣としては、法の定めるところに従って、慎重かつ厳正に対処すべきものと考えている。

五の（２）について

平成十三年十二月二十七日、二名の死刑確定者に対して死刑を執行した。

平成八年						年
高等裁判所	地方裁判所			簡易裁判所	全裁判所	裁判所
高松 福岡 大阪 東京 高等 裁判 所	札幌 仙台 福井 岡山 山口 広島 名古屋 京都 大阪 新潟 横浜 東京 地方 裁判 所	札幌 仙台 福井 岡山 山口 広島 名古屋 京都 大阪 新潟 横浜 東京 地方 裁判 所	長崎 岡山 神戸 千葉 浦和 管内 簡易 裁判 所	全 地方 裁判 所	全 簡易 裁判 所	
一三二二	八	二二一四二一三一一一一二一二三	二七	一一二二二三	一〇	四五

平成十一年

地方裁判所		簡易裁判所		全裁判所	最高裁判所	高等裁判所		
東京地裁 横浜地裁 浦和地裁 水戸地裁 大阪地裁 名古屋地裁 津地裁 岐阜地裁 広島地裁	全地方裁判所	熊本地裁 山口地裁 富山地裁 神戸地裁 大阪地裁 静岡地裁 水戸地裁 浦和地裁 管内簡易裁判所	管内簡易裁判所	全簡易裁判所	〇	東京高裁 大阪高裁 名古屋高裁 仙台高裁	全高等裁判所	広島地裁 那覇地裁 盛岡地裁
一一二二二九一一七三	三三	-----二三	一一	五九	〇	二三三三	一一	---二

<p>(注)</p> <p>一 所の裁判所については、無罪判決に對して上訴がされた場合においては、上訴の裁判又は上訴の取下げにより下級の裁判が地方裁判所又は下級の裁判所として存在する間に上訴の取下げがなされたときは、当該下級裁判所とした。</p> <p>二 あつたときは、家庭裁判所を含む。</p>	最高裁判所	高等裁判所		
		高松高等裁判所 福岡高等裁判所 広島高等裁判所 名古屋高等裁判所 大阪高等裁判所 東京高等裁判所	全高等裁判所	長崎地裁 仙台地裁 札幌地裁 松山地裁
	○	一一三一一七	一四	一一二一

年次	裁判所	補償額（円）	罪名
平成八年	福岡高裁	一、六〇〇、〇〇〇	恐喝
平成八年	福岡高裁	四、六九八、〇〇〇	準強姦 ^{かん}
平成八年	東京地裁八王子支部	一、六〇〇、〇〇〇	有印私文書偽造、同行使、詐欺、詐欺未遂
平成八年	横浜地裁川崎支部	二、四七〇、〇〇〇	強姦
平成八年	横浜地裁川崎支部	一六、〇六二、五〇〇	詐欺
平成八年	宇都宮地裁栃木支部	二、六一二、五〇〇	窃盗未遂
平成八年	神戸地裁	七二〇、〇〇〇	覚せい剤取締法違反
平成八年	神戸地裁姫路支部	三八七、五〇〇	恐喝
平成八年	大津地裁	二、四七八、〇〇〇	横領
平成八年	名古屋地裁	一、〇〇〇、〇〇〇	恐喝
平成八年	岡山地裁	九、三〇六、〇〇〇	現住建造物等放火
平成八年	福岡地裁	一、六〇〇、〇〇〇	恐喝
平成九年	東京高裁	二七〇、〇〇〇	恐喝
平成九年	大阪高裁	一、九五五、〇〇〇	傷害致死
平成九年	広島高裁岡山支部	一一〇、〇〇〇	酒税法違反、酒税法違反幫助 ^{ぼうす}
平成九年	東京地裁	一二、九〇〇、〇〇〇	爆発物取締罰則違反、火災びんの使用等の処罰に関する法律違反、建造物等以外放火

平成九年	和歌山地裁	二、一四九、〇〇〇	傷害
平成九年	和歌山地裁	二、一四九、〇〇〇	傷害
平成九年	神戸地裁尼崎支部	二、二〇五、〇〇〇	銃砲刀劍類所持等取締法違反、火薬類取締法違反
平成九年	京都地裁	二、二七五、〇〇〇	横領
平成九年	京都地裁	三八七、五〇〇	窃盜
平成九年	京都地裁	一、三四一、〇〇〇	贓物故買
平成九年	京都地裁	五八〇、〇〇〇	地方公務員法違反
平成九年	京都地裁	五八〇、〇〇〇	地方公務員法違反
平成九年	京都地裁	三、四六四、〇〇〇	窃盜、銃砲刀劍類所持等取締法違反、強盜殺人未遂、殺人、殺人未遂
平成九年	京都地裁	一〇〇、〇〇〇	銃砲刀劍類所持等取締法違反
平成九年	大阪地裁	三七、五〇〇	暴行、傷害
平成九年	水戸地裁	一五〇、〇〇〇	業務上過失致死、道路交通法違反
平成九年	横浜地裁	一、六八三、〇〇〇	詐欺
平成九年	東京地裁八王子支部	三、八〇〇、〇〇〇	覚せい剤取締法違反
平成九年	東京地裁	四、一六〇、〇〇〇	準強姦未遂
平成九年	東京地裁	六、八〇〇、〇〇〇	監禁
平成九年	東京地裁	二八〇、〇〇〇	職業安定法違反
平成九年	東京地裁	一、四八〇、〇〇〇	恐喝

平成十年	大阪高裁	六、七二五、〇〇〇	傷害
平成十年	東京高裁	六四、〇〇〇	現住建造物等放火
平成十年	東京高裁	三、三五二、〇〇〇	窃盗
平成九年	甲府簡裁	二二一、一五〇	業務上過失傷害
平成九年	東京簡裁	一、一六〇、〇〇〇	窃盗
平成九年	札幌家裁	五八七、五〇〇	児童福祉法違反教唆
平成九年	松山地裁	一、四七〇、〇〇〇	覚せい剤取締法違反
平成九年	松山地裁	一、八〇五、〇〇〇	銃砲刀剣類所持等取締法違反
平成九年	秋田地裁	二、七九四、〇〇〇	恐喝
平成九年	秋田地裁	二、七八三、〇〇〇	恐喝
平成九年	那覇地裁	一、五六〇、〇〇〇	殺人、殺人未遂
平成九年	長崎地裁	三、二七五、〇〇〇	殺人
平成九年	福岡地裁久留米支部	一五七、五〇〇	建造物等以外放火
平成九年	福岡地裁	四、九六八、〇〇〇	覚せい剤取締法違反
平成九年	山口地裁徳山支部	一三一、七五〇	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反
平成九年	津地裁	四、五五二、〇〇〇	強姦
平成九年	名古屋地裁	一、九〇〇、〇〇〇	恐喝
平成九年	和歌山地裁	二、一四九、〇〇〇	傷害

平成十年	京都地裁	四、三〇〇、〇〇〇	恐喝、有印私文書偽造、同行使、同行使、公正証書原本不実記載、同行使
平成十年	京都地裁	四、三三七、五〇〇	恐喝、有印私文書偽造、同行使
平成十年	大阪地裁	一三、六八七、五〇〇	傷害致死
平成十年	大阪地裁	八七、五〇〇	わいせつ図画販売目的所持
平成十年	大阪地裁	八五〇、〇〇〇	恐喝未遂
平成十年	長野地裁飯田支部	一、七六二、五〇〇	詐欺
平成十年	静岡地裁浜松支部	七五二、五〇〇	覚せい剤取締法違反
平成十年	横浜地裁	八、五八七、五〇〇	暴力行為等処罰に関する法律違反
平成十年	東京地裁	六、一三八、〇〇〇	恐喝
平成十年	東京地裁	八二五、〇〇〇	覚せい剤取締法違反
平成十年	東京地裁	一、九五六、〇〇〇	銃砲刀剣類所持等取締法違反
平成十年	東京地裁	三〇、〇〇〇	傷害
平成十年	高松高裁	六一〇、〇〇〇	暴力行為等処罰に関する法律違反
平成十年	仙台高裁	一六〇、〇〇〇	業務上過失致死、道路交通法違反
平成十年	名古屋高裁	三二二、五〇〇	贈賄
平成十年	名古屋高裁	三二二、五〇〇	収賄
平成十年	大阪高裁	五、八一六、〇〇〇	恐喝
平成十年	大阪高裁	四、七〇四、〇〇〇	覚せい剤取締法違反

平成十年	京都地裁	四、三三七、五〇〇	恐喝、有印私文書偽造、同行使、詐欺、有価証券偽造、同行使
平成十年	名古屋地裁	一、二五〇、〇〇〇	偽造有価証券輸入、関税法違反
平成十年	名古屋地裁	二、八二三、〇〇〇	殺人
平成十年	広島地裁	七六二、五〇〇	モーターボート競争法違反
平成十年	福岡地裁	五、七〇〇、〇〇〇	建造物損壊、銃砲刀剣類所持等取締法違反
平成十年	福岡地裁	六、八四六、〇〇〇	強盗未遂、強盗、銃砲刀剣類所持等取締法違反
平成十年	那覇地裁	一、〇二〇、〇〇〇	傷害
平成十年	秋田地裁	二二〇、〇〇〇	土地改良法違反
平成十年	秋田地裁	二二〇、〇〇〇	土地改良法違反
平成十年	秋田地裁	六四〇、〇〇〇	土地改良法違反
平成十年	札幌地裁	三、一二五、〇〇〇	有印公文書偽造、同行使
平成十年	佐賀簡裁	一、四一〇、〇〇〇	住居侵入、窃盗
平成十一年	東京高裁	四、八八七、五〇〇	業務上横領、背任
平成十一年	東京高裁	一、三一二、五〇〇	強制わいせつ
平成十一年	東京高裁	七、〇一二、五〇〇	強盗致傷幫助
平成十一年	東京高裁	七、三九二、〇〇〇	傷害
平成十一年	東京高裁	八、二〇〇、〇〇〇	器物損壊、公務執行妨害
平成十一年	仙台高裁秋田支部	一五〇、〇〇〇	窃盗

平成十一年	東京地裁	四、四四〇、〇〇〇	覚せい剤取締法違反
平成十一年	横浜地裁	一、八七二、〇〇〇	窃盗
平成十一年	水戸地裁下妻支部	九六三、〇〇〇	覚せい剤取締法違反
平成十一年	大阪地裁	一三、九七五、〇〇〇	監禁
平成十一年	大阪地裁	二、五三七、五〇〇	窃盗
平成十一年	大阪地裁	六一二、五〇〇	背任
平成十一年	大阪地裁	五六二、五〇〇	背任
平成十一年	大阪地裁	七、四一二、五〇〇	覚せい剤取締法違反
平成十一年	京都地裁	一、〇四〇、〇〇〇	住居侵入、窃盗
平成十一年	神戸地裁	三、六三二、〇〇〇	覚せい剤取締法違反
平成十一年	和歌山地裁	一六〇、〇〇〇	窃盗未遂
平成十一年	和歌山地裁	二〇八、〇〇〇	窃盗未遂
平成十一年	名古屋地裁	九八七、五〇〇	売春防止法違反
平成十一年	津地裁	二、九七五、〇〇〇	逮捕監禁
平成十一年	津地裁松阪支部	一、六八三、〇〇〇	器物損壊
平成十一年	岐阜地裁	三、五八七、五〇〇	強姦致傷
平成十一年	岐阜地裁	三、六〇〇、〇〇〇	強姦致傷
平成十一年	広島地裁	一、〇三七、五〇〇	モーターボート競争法違反

平成十二年	横浜地裁	一、七三〇、〇〇〇	背任
平成十二年	東京地裁	一、二六六、五〇〇	商法違反
平成十二年	東京地裁	一、二六六、五〇〇	商法違反
平成十二年	東京地裁	一、〇一二、五〇〇	覚せい剤取締法違反
平成十二年	東京地裁	二、〇二五、〇〇〇	覚せい剤取締法違反
平成十二年	東京地裁	二、〇一六、〇〇〇	公正証書原本不実記載、同行使
平成十二年	東京地裁	六、七九〇、〇〇〇	殺人
平成十二年	東京地裁	一、八九五、〇〇〇	公務執行妨害、傷害
平成十二年	東京地裁	一、六七〇、〇〇〇	強盗致傷
平成十二年	東京地裁	一四、五七〇、〇〇〇	殺人
平成十二年	札幌高裁	一、〇五〇、〇〇〇	非現住建造物等放火
平成十二年	名古屋高裁	二、五三〇、〇〇〇	傷害
平成十二年	東京高裁	二、二七五、〇〇〇	強制わいせつ
平成十二年	東京高裁	一七五、〇〇〇	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反
平成十一年	姫路簡裁	二七五、〇〇〇	傷害
平成十一年	山口地裁下関支部	一、四一七、〇〇〇	偽造有価証券交付
平成十一年	広島地裁	八〇〇、〇〇〇	競売入札妨害
平成十一年	広島地裁	四二五、〇〇〇	モーターボート競争法違反

平成十二年	横浜地裁	一、九七四、〇〇〇	強姦致傷
平成十二年	横浜地裁川崎支部	二八七、五〇〇	業務上過失致死傷
平成十二年	浦和地裁越谷支部	一、七一〇、〇〇〇	横領
平成十二年	新潟地裁	六、三〇〇、〇〇〇	恐喝、詐欺
平成十二年	大阪地裁	一〇、六二五、〇〇〇	銃砲刀剣類所持等取締法違反
平成十二年	大阪地裁	一、五七五、〇〇〇	窃盗
平成十二年	大阪地裁	七八七、五〇〇	傷害
平成十二年	大阪地裁	一、六七〇、〇〇〇	窃盗
平成十二年	福岡地裁	八五〇、〇〇〇	強制わいせつ
平成十二年	長崎地裁佐世保支部	三、三〇〇、〇〇〇	殺人
平成十二年	長崎地裁佐世保支部	二、一〇〇、〇〇〇	窃盗
平成十二年	仙台地裁登米支部	二、二六八、〇〇〇	恐喝
平成十二年	札幌地裁	二八七、五〇〇	有価証券偽造、同行使
平成十二年	東京簡裁	九五〇、〇〇〇	住居侵入
平成十三年	東京高裁	一、六七五、〇〇〇	暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害
平成十三年	東京高裁	一、七二五、〇〇〇	暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害
平成十三年	東京高裁	一、六七五、〇〇〇	暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害
平成十三年	東京高裁	一、六二五、〇〇〇	暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害

平成十三年	松江地裁	三、八一〇、〇〇〇	商法違反
平成十三年	松江地裁	一、四八〇、〇〇〇	商法違反
平成十三年	鳥取地裁米子支部	六、八三七、五〇〇	覚せい剤取締法違反、関税法違反
平成十三年	鳥取地裁米子支部	六、二二八、〇〇〇	覚せい剤取締法違反
平成十三年	岡山地裁倉敷支部	一〇〇、〇〇〇	窃盗
平成十三年	神戸地裁	三一二、五〇〇	偽証
平成十三年	神戸地裁	六〇〇、〇〇〇	殺人
平成十三年	大阪地裁堺支部	二、二五〇、〇〇〇	覚せい剤取締法違反、関税法違反
平成十三年	大阪地裁	一六、一八七、五〇〇	傷害
平成十三年	大阪地裁	一、三七五、〇〇〇	窃盗未遂
平成十三年	横浜地裁	五、四三六、〇〇〇	詐欺、詐欺幫助
平成十三年	東京地裁八王子支部	三、〇九六、〇〇〇	建造物侵入、器物損壊
平成十三年	東京地裁	二、六九一、〇〇〇	銃砲刀剣類所持等取締法違反
平成十三年	高松高裁	三五〇、〇〇〇	傷害、窃盗
平成十三年	札幌高裁	二三〇、〇〇〇	傷害
平成十三年	広島高裁	九〇〇、〇〇〇	訪問販売等に関する法律違反
平成十三年	名古屋高裁	二、六七五、〇〇〇	殺人
平成十三年	東京高裁	一四、四五〇、〇〇〇	有価証券虚偽記入、同行使、詐欺

平成十三年	東京簡裁	一六二、五〇〇	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反
平成十三年	松山地裁宇和島支部	四、八二五、〇〇〇	窃盗、有印私文書偽造、同行使
平成十三年	札幌地裁	一、七三七、五〇〇	脅迫
平成十三年	秋田地裁	二、八七五、〇〇〇	凶器準備集合
平成十三年	盛岡地裁一関支部	二八七、五〇〇	道路交通法違反
平成十三年	福岡地裁	七〇、八八七、五〇〇	覚せい剤取締法違反、関税法違反

(単位：円)

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
最高検	31,800,000	35,500,000	39,400,000	15,124,054	11,570,927
東京高検	27,100,000	31,600,000	34,899,000	21,601,801	11,307,936
大阪	11,900,000	12,100,000	12,800,000	5,699,879	3,967,807
名古屋	9,500,000	9,100,000	10,600,000	3,891,000	3,285,981
広島	8,000,000	8,500,000	10,500,000	4,052,950	3,254,960
福岡	9,400,000	10,000,000	11,500,000	4,549,834	3,564,695
仙台	8,800,000	8,400,000	9,600,000	4,799,925	2,975,313
札幌	6,500,000	7,600,000	8,500,000	4,249,834	2,134,199
高松	6,499,980	7,100,000	7,600,000	3,332,000	2,355,820
東京地検	45,200,000	50,400,000	52,198,466	21,939,903	13,321,741
横浜	10,400,000	11,800,000	13,500,000	11,145,000	5,566,112
浦和	7,200,000	8,200,000	9,800,000	5,133,000	7,206,995
千葉	7,500,000	8,900,000	10,200,000	10,136,793	3,794,843
水戸	4,950,000	6,100,000	7,300,000	3,210,994	2,713,000
宇都宮	4,200,000	5,400,000	6,100,000	3,006,995	2,516,522
前橋	4,800,000	5,600,000	6,800,000	3,389,000	2,721,000
静岡	6,900,000	7,300,000	7,700,000	3,951,909	3,174,000
甲府	4,100,000	4,900,000	5,599,720	3,020,475	2,265,207
長野	4,700,000	5,400,000	6,000,000	3,480,000	2,473,000
新潟	4,500,000	5,300,000	6,900,000	3,648,000	5,910,000
大阪	15,000,000	17,200,000	18,999,428	19,675,000	8,850,737
京都	7,600,000	8,400,000	9,600,000	10,044,847	3,955,000
神戸	9,400,000	11,300,000	12,899,521	9,687,993	5,518,919
奈良	3,800,000	5,000,000	5,800,000	3,860,000	2,392,106
大津	4,000,000	4,600,000	5,300,000	3,230,000	2,188,000
和歌山	3,800,000	4,800,000	5,300,000	3,524,992	2,685,000
名古屋	10,400,000	11,600,000	13,599,768	10,414,878	5,610,939
津	3,700,000	4,800,000	6,400,000	3,460,000	2,640,758
岐阜	4,200,000	5,400,000	6,300,000	2,403,654	2,596,942
福井	3,800,000	5,100,000	5,300,000	3,214,663	2,184,564
金沢	4,100,000	4,900,000	5,400,000	3,001,964	2,227,779
富山	4,400,000	5,600,000	5,900,000	3,029,995	2,432,996
広島	7,000,000	8,400,000	9,900,000	8,847,978	4,081,980
山口	4,300,000	5,500,000	6,600,000	3,388,984	2,721,000
岡山	5,200,000	6,200,000	7,100,000	4,543,955	6,397,000
鳥取	4,000,000	4,600,000	5,600,000	2,874,383	2,308,898
松江	3,700,000	4,900,000	5,800,000	3,155,000	2,389,700
福岡	9,500,000	11,500,000	12,799,410	10,087,311	5,238,205
佐賀	4,000,000	5,000,000	5,399,908	3,294,264	2,225,650
長崎	4,500,000	5,200,000	6,200,000	2,495,241	2,559,775
大分	4,400,000	4,900,000	5,300,000	2,959,975	1,981,238
熊本	5,100,000	5,300,000	6,000,000	3,079,998	2,472,780
鹿児島	3,900,000	4,700,000	5,400,000	2,871,000	2,224,802
宮崎	4,000,000	4,800,000	5,300,000	2,819,013	2,184,430
那覇	4,600,000	5,600,000	5,900,000	3,237,819	6,264,691
仙台	6,450,000	7,300,000	8,400,000	7,779,990	3,464,686
福島	4,200,000	5,200,000	6,100,000	3,423,552	2,516,590
山形	4,000,000	4,700,000	5,300,000	3,529,854	2,187,546
盛岡	3,800,000	4,600,000	5,900,000	3,224,494	2,432,469
秋田	3,800,000	4,600,000	5,400,000	3,595,000	2,227,969
青森	3,800,000	4,500,000	5,700,000	3,194,901	2,352,000
札幌	7,400,000	8,600,000	9,800,000	5,515,000	7,697,599
函館	3,900,000	4,800,000	5,300,000	3,094,352	2,234,911
旭川	4,100,000	4,600,000	5,500,000	2,997,905	2,315,967
釧路	4,700,000	5,700,000	5,400,000	3,594,296	2,327,982
高松	5,250,000	6,200,000	7,400,000	3,802,000	6,718,000
徳島	3,800,000	4,600,000	5,400,000	3,494,950	2,227,951
高知	4,000,000	5,400,000	5,300,000	3,361,000	2,184,860
高松	4,700,000	5,000,000	6,100,000	3,128,534	2,513,848

別表四

平成十二年度		平成十一年度		平成十年度		平成九年度		平成八年度		年 度
交 際 費	庁 費	予 算 科 目								
八三八、九八五	一、〇八六、一九一	一、二六五、八〇四	一、五五一、一三九	一、六二〇、二二九	一、九一八、七二八	一、四三四、九六九	二、二六四、七七三	五八二、〇四九	一、四七二、四二一	支 出 額 (円)

別表五

平成十二年度				年 度
交 際 費	報 償 費	調 査 活 動 費	庁 費	予 算 科 目
四八九、二九八	八九七、五八一	二、一四二、五一五	六、二八二、一七二	支 出 額 (円)

別表六

高等 検察庁	平成九年度		平成十年度		平成十一年度		平成十二年度	
	回数	支出額(円)	回数	支出額(円)	回数	支出額(円)	回数	支出額(円)
東京	確認できなかつた		五	二四二、三五一	六	三九六、四七九	六	二〇四、三九〇
大阪	二	八一、〇三〇	六	一〇四、四一四	六	一二九、六〇〇	五	一四、五八〇
名古屋	確認できなかつた		七	一二九、八一四	六	六八、〇九〇	七	二二、〇四三
広島	確認できなかつた		二	一三、七一三	八	四三、八五二	六	六、三八三
福岡	確認できなかつた		六	一九七、〇七九	八	七一、九二五	八	八二、三七二
仙台	二	一七一、〇一九	五	四一、二二一	六	九二、二〇八	七	一〇九、六八八
札幌	二	〇	六	八九、三〇二	七	三二、〇一〇	七	二、六八六
高松	確認できなかつた		四	〇	六	五六、二八〇	六	二、八八〇